

文献保存委員会規則

(名称)

第1条 本委員会は、文献保存委員会と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、ワイズメンズクラブの活動の指針となる規約集・手引書・西日本区報・区大会資料・画像および音声を記録したものの録音テープ・加盟認証状の写し・クラブ記念誌など、区の歴史を綴る文献を収集保存し、将来に備えることを目的とする。

(位置)

第3条 本委員会は、定款施行細則第11条第1項に基づき常置委員会として設けられる。

(構成)

第4条 本委員会は、理事によって任命された委員長および、委員長が推薦し、理事が任命した数名の委員と区事務所職員で構成される。

2. 本委員会は、理事の承認を経て小委員会を設置することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、委員長については連続して4期、委員については連続6期までの再任を妨げない。

2. 途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

(付則)

第6条 この規則に定めのない事項は本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2001年4月8日 改正 2003年6月14日 改正 2004年4月4日 改正 2005年11月28日 改正
2001年7月1日 施行 2003年7月1日 施行 2004年4月5日 施行 2005年11月28日 施行